

FIT/FIP制度が求める持続可能性を 確認できる第三者認証について

令和5年10月
資源エネルギー庁

本日の論点

- 第23回WGにおいて、FIT/FIP制度における持続可能性を確認できる第三者認証スキームとして、追加希望のあった以下認証団体からのヒアリングを実施した。
 - ✓ VIVE sustainable supply programme(VIVE)
 - ✓ 一般社団法人農産資源認証協議会（ARC）によるPKS第三者認証
- 本日は、ヒアリングの結果も踏まえ、各第三者認証に関して、FIT/FIP制度の持続可能性基準に対する評価結果（案）についてご確認いただきたい。

<参考> FIT/FIP制度の持続可能性基準

●FIT/FIP制度が求める持続可能性の評価基準は以下のとおり。

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

VIVE Sustainable Supply Programmeに係る確認結果

<確認対象>

- サトウキビ茎葉（副産物）を対象とする以下の文書について確認を行った。
 - ① 「VIVE PROGRAMME MANUAL Issue 3.0」(2022年11月)
 - ② 「VIVE 3.0 Facilities Module Guidance Issue 1.0」(2022年8月)
 - ③ 「VIVE CHAIN OF CUSTODY MODULE」(2017年11月)

<評価の仕組みについて>

- 第23回WGでのヒアリングにおける論点について、以下のとおり確認、整理を行った。
 - **評価方法について**：①②を確認したところ、自己評価と、第三者機関によるオンサイト評価の2種類があり、第三者機関によるオンサイト評価の場合には評価レポートを発行。（第三者機関としてIntellync社、SGS社、Control Union社の3社を指定。ただし、第三者機関の要件は示されていない。）
 - **第三者機関による評価結果について**：①②を確認したところ、第三者機関による評価結果として4種類の判定を実施（コア基準を満たし、かつ減点のない「Excellence Level」、コア基準を満たし、かつペナルティが限定的な「Claim Level」など。）
 - なお、②を確認したところ、第三者機関によるオンサイト評価において、コア基準の他にベンチマークプログラムについても確認する旨が記載されているところ、第23回WGでのヒアリングにおいて、FIT/FIP制度向けのベンチマークを整備することは可能との回答があった。
 - **評価サイクルについて**：1年目は第三者機関によるオンサイト評価を実施し、2・3年目はその他の評価方法も含めてコア基準を満たすことを確認。

<基準の内容について>

- 上記を踏まえ、VIVEのコア基準の内容について、FIT/FIP制度の持続可能性基準を満たすか確認した。

VIVE Sustainable Supply Programmeの評価結果（案）

担保すべき事項		評価基準	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの
			VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME (Facilities module: 施設)
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	対象外
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	対象外
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	—
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	○
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	○
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	—
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	—
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	—

(一社) 農産資源認証協議会のPKS第三者認証に係る確認結果

＜第14回WGにおける確認結果＞

- 農産資源認証協議会が策定した規格基準について確認を行った。対象バイオマス種はPKS。
- 第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための項目を除き、FIT/FIP制度の持続可能性基準を満たすことを確認。

＜今年度の確認対象＞

- 第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための項目「認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」について

＜主な確認結果＞

- ISO17011に適合する認定機関において、ISO/IEC17011に適合した認証機関の認定スキームが確立されたことを確認。

(一社) 農産資源認証協議会のPKS第三者認証の評価結果 (案)

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの PKS
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	
			加工	○
社会・労働	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	
	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	栽培	
			加工	○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	
			加工	○
ガバナンス	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	
			加工	○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	
			加工	○
	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	
サプライチェーン上の分別管理の担保	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	
			加工	○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○
認証における第三者性の担保	認証における第三者性の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○
		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○

農産資源認証協議会の認証制度に係る確認結果

＜2020年度の確認対象＞

- PKS第三者認証創設準備委員会が検討中の規格基準について確認を行った。

＜2021年度の確認対象＞

- 「農産資源認証協議会」と協議会の名称が変更され、基準についても大幅に変更された提案があった。

＜主な確認結果＞

- 2020年度に十分に確認を行うことができなかった以下の点について、確認が取れた。
 - 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度のとどめるように実行していることが確認されているか。
 - 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明することが確認されているか。
 - 児童労働及び強制労働がないことを証明することが確認されているか。
 - 労働者の健康と安全を確保することが確認されているか。
 - 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されることが確認されているか。
 - 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されることが確認されているか。
- 上記のとおり、FIT制度が求める持続可能性を確認できる基準となっていることは確認できた。一方、第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための新たな項目については、農産資源認証協議会から認定機関による認定スキームの整備は途上であるとの説明があったため（次項参照）、ISO17011に適合した認定スキームが整備されたことが確認できれば、新たな第三者認証として追加することは可能と考えられる。したがって、今後の認定スキームの整備状況を確認することとしてはどうか。

＜その他＞

- 第11回WGにおいて指摘があったNGO等が問合せを行う窓口に関しては、日本語のウェブサイト上で存在を確認できた。また、英文サイトも公開されていることを確認した。（次々項参照）
- サプライチェーン上の分別管理の担保について、委員による追加の確認により、「サンプルチェックが10%以上で実施」とする記述に関して要検討と判断され、フィードバックを行ったところ、農産資源認証協議会から、当該基準を修正した基準を受領した。

15

<参考> 農産資源認証協議会のPKS第三者認証 認定機関のISO/IEC17011適合の確認

- 農産資源認証協議会では、PKS認証制度規格について、独立行政法人製品評価技術基盤機構（IA Japan）を認定機関とする旨を、2023年10月に公表。
- なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構（IA Japan）はIAFメンバーに加盟しており、ISO/IEC17011に適合。

農産資源認証協議会による公表内容

公示認定機関

PKS認証制度規格 ST03-Ver2.0 1.1 1) に基づく第三者審査機関を認定する認定機関として、当法人は、以下の組織を承認し、公示する。

- 1) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター（IAJapan）

出典：一般社団法人農産資源認証協議会ホームページ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（IA Japan※）のIAFメンバー加盟状況・ISO17011適合状況



※NITEの適合性認定分野を担当している認定センターの呼称で、International Accreditation Japanの略称

出典：IAFホームページ

<参考> 農産資源認証協議会による認定スキームの構築状況

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構が公表するウェブサイトにおいて、農産資源認証協議会のPKS第三者認証について、認証機関の認定スキームが定められている。

独立行政法人製品評価技術基盤機構による 認定スキーム文書

UF03 認定スキーム文書 1/37

UF03-04

認定スキーム文書
(第4版)

2023年10月16日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

このファイルを縮小したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

UF03 認定スキーム文書 37/37

別紙23 (ASNITE-Product(PKS))

1. スキームの範囲
一般社団法人農産資源認証協議会(ARO)が運営するPKS 認証制度は、バイオマス発電の燃料として使用される Palm Kernel Shell (PKS)の供給連鎖における健全性、持続可能性およびトレーサビリティ等を審査により評価し、認証書を発行する認証制度です。詳細は3.2の文書を参照してください。
IAJapan は、事業者の認証プロセス、マネジメントシステム等を審査し、事業者が製品認証機関として適切に運営できることを認定します。

2. 認定範囲
PKS 認証制度分野認定区分一覧(PCRP32S11)を適用します。

3. 認定要求事項(版数、発行年の記載がないものは、移行措置等がない限り、最新版を適用します。)
(1) 国際規格
ISO/IEC 17065:2015 (IDT)
(2) 製品認証スキームが要求する事項
PKS 認証制度 基本文書(P01)及び関連文書(<https://aroc2021.jp/#standard>)
(3) 適用するIAJapan 方針文書、手続書等
ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)
IAJapan 認定シールの使用及び認定の主権等に関する方針 (URP15)
(4) 適用する国際(地域)機関文書
IAF ML2(General Principles on the Use of the IAF MLA Mark)
IAF MD4(IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes)
IAF MD12(Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries)
APAO TEC4-001(Guidance on the Description of the Scope of Accreditation for Product Certification)
(5) その他、適用する規格、標準文書(該当する場合)
該当なし

4. 認定期間
本文、1.0. の認定期間を適用します。

このファイルを縮小したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

独立行政法人製品評価技術基盤機構 による認定区分説明文書

PCRP32S11 PKS 認証制度分野認定区分一覧 1 / 2

PCRP32S11-01

PKS認証制度分野
認定区分一覧
(第1版)

2023年10月16日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

このファイルを縮小したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

PKS 認証制度分野認定区分一覧

区分の名称	プロセスの範囲	基準の番号、名称
分野	認定区分	
PKS認証制度分野	PKS(Palm Kernel Shell)、PKS回収事業者、輸入商社等	サブライゼーション(持込工場)
		・PKS 認証制度 基本文書(P01)
		・PKS 認証制度 要求事項(申請組織)(ST01)
		・PKS 認証制度 デューデリジェンスシステム要求事項(ST02)

別則
この規格は、2023 年 10 月 16 日から適用する。

出典：製品評価技術基盤機構ホームページ

10

VIVE Sustainable Supply Programme (Facilities module)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、VIVE基準の比較（環境）

	評価基準	RSPO 2013※参考	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	■ 農園の開発にあたり、 2005年11月以降に、 原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に 新規植栽されていない。	■ サトウキビ茎葉は副産物につき対象外
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、 限定的作付け が提案された場合は、 悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施 されるものとする。	■ サトウキビ茎葉は副産物につき対象外
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 ■ 温室効果ガス（GHG）を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。 （5.6） ■ 新たな農園開発は、 GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。 （7.8）	■ 事業会社は、GHG排出の大部分を占める活動を特定するために、施設に関連するGHG排出量を記録し、 GHG削減計画を実行すべきである。 また、事業会社は、スコープ1及びスコープ2の削減目標を設定すべきである。 ■ 事業会社は、請負業者やサプライヤーと協力し、スコープ3排出量を削減すべきである。そして、国際的に認知された基準に基づき、請負業者やサプライヤーとそれらが提供するサービスに関連する GHG排出量の測定基準を設定し、その削減目標を設定すべきである。
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。 （5.2） ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくはは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない。 （7.3）	■ VIVE評価基準に則った効果的実行を約束する企業規則は、 環境と生物多様性を保護するための措置を約束すべきである。 ■ 事業会社は、生物多様性への影響に関連するコミュニティからの苦情に対応するために、事業プロセスが適切であることを保証する効果的な方法論を採用すべきである。

（出所） 1. RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）

2. VIVE 3.0 Facilities Module Guidance Issue 1.0（2022年8月）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、VIVE基準の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013※参考	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する ■ <u>土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。</u>（2.2） ■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる（7.6） ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有によって、<u>他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。</u>（2.3）	■ 事業会社は、コミュニティや伝統的な人々の、施設周辺の土地や天然資源へのアクセスを維持する権利を認識・保護すべきであり、その施設周辺の個人とコミュニティの土地の権利を尊重し、侵害を禁止すべきである。 ■ 事業会社は、操業している<u>土地を使用する権利を証明でき、実証可能な権利を持つ地域社会から法的に意義を申し立てられていないことを保証すべきである。</u>また、事業会社は、先住民コミュニティへの影響を考慮した操業を確実にするため、先住民の自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を得るべきである他、FPIC には誠意ある交渉が含まれ、企業と影響を受けるコミュニティとの間で文書化されるようにすべきである。
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ <u>児童の雇用又は搾取を行わない。</u>（6.7）	■ 事業会社は、<u>いかなる施設においても児童労働がないことを保証すべきである。</u>事業会社は、自社及び労働力を提供する請負業者の両方が、児童労働に関して適用されるすべての規制要件を満たすことを保証すべきである。
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ <u>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</u>（6.12）	■ 事業会社は、<u>いかなる施設においても強制労働がないことを保証すべきである。</u>事業会社は、自社及び労働力を提供する請負業者の両方が、強制労働に関して適用されるすべての規制要件を満たすことを保証すべきである。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の<u>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</u>（4.7） ■ 農業は、<u>健康又は環境を危険にさらさない</u>方法で利用される。（4.6）	■ VIVE評価基準に則った効果的実行を約束する企業規則は、<u>従業員、請負業者、訪問者の健康と安全を促進するための措置を約束すべきである。</u> ■ 事業会社は、全施設において食品安全性と品質が維持され、特定の重大な問題に速やかに対処する権限とリソースを保有する有資格者またはチームが責任を取ることを保証すべきである。 ■ 事業会社は、全施設における安全が、特定の重大な問題に速やかに対処する権限とリソースを保有する有資格者またはチームが責任を取ることを保証すべきである。 ■ 事業会社は、従業員の健康診断が、必ずしも以下の要素に限定されるものではないが、以下に基づいて設定されることを保証すべきである。a. 作業環境 リスクアセスメント b. 職歴 c. 現在の職務及び作業環境 d. 関連する場合は、社会的条件及びライフスタイル要因 e. 業務外でのエクスポージャー f. 病歴 g. 従業員が中毒症状を訴えた事象後 h. 健康上の理由による長期欠勤後の復職時
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって<u>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。</u>結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は<u>全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。</u>（6.6）	■ 事業会社は、<u>結社の自由と団体交渉に関する労働者のすべての権利を支持すべきであり、</u>事業会社は、自社と労働力を提供する請負業者の両方が、結社の自由と団体交渉に関して適用されるすべての規制要件を満たしていることを保証すべきである。また、労働者が法的に認められた労働組合にて代表されている場合、事業会社は労働者が自由に選んだ代表者と 建設的な対話を確立し、そのような代表者と誠実に交渉することを保証すべきである。

(出所) 1. RSPO2013 : 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」 （日本語版） （2013年）
2. VIVE 3.0 Facilities Module Guidance Issue 1.0 (2022年8月)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、VIVE基準の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013※参考	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
ガバナンス	法令遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 ■ 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。（2.1）	■ VIVE評価基準に則った効果的実行を約束する企業規則は、会社及び事業実施国の固有のものであるべきであり、すべての関連する国及び地域の規制遵守にコミットすべきである。 ■ 事業会社は、関連法を尊重し、賄賂や詐欺的行為を禁止し、誠実に業務を遂行すべきであり、以下に挙げるすべての分野を網羅するものでなければならない：①ビジネス・インテグリティに関連するすべての適用法、規則、規制、及び要件の遵守。②業務、手続き、法令遵守に関する記録の正確性と真実性。 ■ 事業会社は、現地の規制を監視し、関連するすべての規制が遵守されているか、またはそれを上回っていることを確認する手順を有している。
	情報提供・公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 ■ オイルパーム生産者と搾油工場は、RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。（1.1）	■ 参加者は、提供されたすべての情報が正確かつ完全であることを保証する義務を保持する一方、参加者の回答及び裏付けとなる証拠は、現地での第三者による独立した審査を含めて確認され、その証拠が事前の回答を合理的に裏付けているかどうか審査される。 ■ VIVEの審査者は、オンライン自己評価フォームで選択された回答及び提供された裏付けとなる証拠を評価するために必要なすべての関連情報及び場所にアクセスできなければならない。 ■ UNGPs（ビジネスと人権に関する指導原則）によれば、効果的な苦情処理メカニズムとは、その利用が意図されているすべての利害関係者グループに周知され、利用する上で特定の障壁に直面する可能性のある人々に対して適切な支援を提供するもの、かつ苦情処理の当事者に対し、その進捗状況を常に報告し、メカニズムの有効性に対する信頼を築き、問題となっている公共の利益を満たすために、メカニズムの実績に関する十分な情報を提供する透明性のあるものである。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 ■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。	■ 認証は3年間有効。一方で、年 1 回、VIVE は参加企業の現地査定を実施する。VIVE の現地審査は、エンドユーザの要件に応じて、第三者（VIVE独自の審査員を使用）または第三者（VIVE の研修を受けた独立した第三者の審査員を使用）を基礎として実施される場合がある。 ■ 指摘された問題が認証停止日から1ヶ月以内に解決されたことを証明できない参加企業は、VIVE参加企業リストから削除される可能性がある。当リストから削除された企業は、その後本プログラムへの再参加を希望する場合、本プログラムへの新規申請者とみなされ、完全な審査プロセスを受ける必要がある。

(出所) 1. RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）
 2. VIVE 3.0 Facilities Module Guidance Issue 1.0 (2022年8月)
 3. VIVE PROGRAMME MANUAL Issue 3.0 (2022年11月)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、VIVE基準の比較（サプライチェーン認証）

評価基準		RSPO 2013※参考	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	IP SG MB B&C	SG MB

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、VIVE基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準			RSPO 2013※参考	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	認証機関の認定プロセス	■ <u>認証機関（Certification Body）は認定機関（Accreditation Body）により認定される。</u> ■ 認定機関はASI（Assurance Services International）。	■ N/A
		認証付与の最終意思決定	■ 認証機関が監査（audit）を行い、監査報告書を作成し独立した審査官（peer reviewer）に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて <u>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</u> ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ <u>VIVE参加者は、第三者機関によるオンサイト検証の後、レポートの発行を受ける。</u> ■ レポートに示される評価の結果は、VIVEが示す基準に照らした評価と、VIVE Benchmarked Programmes（ニーズに応じた基準）である。
	第三者認証スキームの中立性・組織的な担保	認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備	■ <u>ASI（Assurance Services International）ISO17011に適合。</u> ■ <u>ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績</u> 多数	■ N/A

（出所） 1. RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」（2017年）RSPOウェブサイト（<https://rspo.org/certification/bodies>）
2. VIVE PROGRAMME MANUAL Issue 3.0 (2022年11月)
3. VIVE CHAIN OF CUSTODY MODULE(2017年11月)

<参考> ライフサイクルGHGの確認に係る基準

評価基準			FIT/FIP制度の要求	VIVE SUSTAINABLE SUPPLY PROGRAMME
ライフサイクルGHGの確認	既定値の確認	認定機関に対する要件	■ 認定機関がISO/IEC 17011に適合しており、認定機関においてISO/IEC 17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	■ N/A
		認証機関に対する要件	■ 「認証機関に対して、ISO/IEC 17065に相当する認定」を求める	■ すべての VIVE審査官は、以下の資格（または合意された国の同等資格）を有していなければならない
	個別計算値の確認	認証機関に対する要件	■ 「認証機関に対して、ISO 14065に相当する認定」を求める	✓ a. リード審査官は、 ISO9000/1 、 ISO14000/1 、 ISO18000/1 、または同等の資格 ✓ b. 大学の学位または同等の学歴

(出所) 1. RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年) RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)
2. VIVE PROGRAMME MANUAL Issue 3.0 (2022年11月)

農産資源認証協議会の認証制度について

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（環境）

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	2005 年 11 月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな 作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。（指標 7.3.1）	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。（指標 7.4.1） 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。（指標 7.4.2）	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。（5.6） - 新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。（7.8）	- 申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）においてGHG 排出量の算定を行わなければならない。（要求事項（申請組織）4.1.） - 申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。算定範囲は、CPO ミル以降から発電施設までとする 1) JIA「LCA ワークシート(PKS)」Rev.1.1（要求事項（申請組織）4.2.） - 申請組織は、GHGを含む汚染と排出の削減計画を策定、実施および監視しなければならない。申請者はGHG排出量を最小限に留めるように計画しなければならない。策定した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。（要求事項（申請組織）4.3.）
	生物多様性の保全	- 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな 作付けをしていない。（7.3）	<対象外>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。（2.2） ■ 地域住民が法的又は慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。（7.6） ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねてはならない。（2.3）	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。（申請組織）1.2.1） ■ 順守状況の確認には下記を含まなければならない。 ■ 1) 土地の使用権は明示され、法的または慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。（申請組織）1.2.2） ■ 2) 地域住民が法的または慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPICの実施および交渉による合意があるという前提のもと、土地所得や権利放棄に対する補償が地元住民に対して行われている。（申請組織）1.2.2） ■ 3) FPICを実施しない状況下で他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねていない。（申請組織）1.2.2）
	児童労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 児童の雇用又は搾取を行わない。（6.7）	■ 4) 児童の雇用及び搾取を行っていない。（申請組織）1.2.2.）
	強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する ■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。（6.12）	■ 5) 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行っていない。（申請組織）1.2.2）
	健康・安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保する ■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。（4.7） ■ 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。（4.6）	■ 6) 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施されている。（申請組織）1.2.2）
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される ■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。（6.6）	■ 7) 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重している。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進している。（申請組織）1.2.2）

<各認証制度文書の出所> RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版) (2013年)

PKS 認証制度: 要求事項(申請組織) 発行日: 2022年3月1日

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
ガバナンス	法の遵守	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して <u>関連する法律を順守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価</u> しなければならない。（要求事項（申請組織）1.2.1）
	情報提供・公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	■ 申請組織は、 <u>当該認証制度に関する環境的、社会的および法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供しなければならない</u> 。この提供は意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行わなければならない。（要求事項（申請組織）1.3）
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 ■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major（重大）」と「Minor（軽微）」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は認証取消となる。	■ 第三者審査機関は、以下の審査を実施しなければならない。 1) 初回審査：申請組織が、第三者審査機関の認証が行われる前に初めて受ける審査 2) 定期審査：第三者審査機関の初回審査が行われた後、 <u>少なくとも一年ごと</u> に行われる定期的な審査 3) 更新審査：第三者審査機関の初回審査、又は更新審査が行われた後 <u>3年後</u> に行われる審査（要求事項（第三者審査機関）4.1） ■ 第三者審査機関は、あらゆる審査において、申請組織に対し要求事項および申請組織が構築した運用手順と適合しない状況を確認した場合、申請組織に以下の不適合を発行する。 ■ 重大な不適合：要求事項又は運用手順に対して大きな逸脱があり、合法および持続可能なPKSの取引に大きな疑義が生じている状況 ■ 軽微な不適合：一部の要求事項又は運用手順への逸脱があるが、合法および持続可能なPKSの取引には影響を与えない状況 ■ <u>第三者審査機関は、重要な不適合を発見した場合、申請組織に90日以内に解決することを伝えなければならない</u> 。申請組織が <u>重大な不適合を期間内に解決できない場合、第三者審査機関は以下の処置</u> を取らなければならない。 ■ 初回審査：申請組織に認証取得の意思がある場合、 <u>是正完了後に再審査</u> を行う。 ■ 定期審査・更新審査： <u>認証を一時停止</u> とする。その後さらに、審査機関と申請組織の間で取り決めた期間内（最大6カ月）に解決しない場合は <u>認証取消</u> とする。申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に「復帰の審査」を行う。（要求事項（第三者審査機関）4.4）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（サプライチェーン認証）

評価基準	RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
サプライチェーンの担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーンにおいて非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。 IP SG MB B&C	申請組織は、管理対象組織がSGに基づいて分別管理を行うことを確実にし、SG以外の分別管理方法を採用してはならない。（要求事項（申請組織）2.3.）

（出所）PKS 認証制度：要求事項（申請組織）発行日：2022年3月1日

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準	RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
認証における第三者性の担保	■ 認証機関 (Certification Body) は認定機関 (Accreditation Body) により認定される。 ■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。	■ 第三者審査機関の資格 当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。 ➢ 1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、PKS第三者認証者創設準備委員会が定めるIAF (国際認定フォーラム) メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。 ➢ 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成28年6月3日公布 (平成28年法律第59号) 改正) に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有すること ➢ 前項 1) の認定機関が一般社団法人農産資源認証協議会により定められるまでの期間は「一般社団法人農産資源認証協議会」に認定されている認証機関とする。前項 1) の基準を満たした認証機関が認定された時、本項の要求事項は失効する。 ➢ 一般社団法人農産資源認証協議会は、前項 1) の認定機関を本規格発効の日から2年以内に定めなければならない。
	■ 認証機関が監査 (audit) を行い、監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer) に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。	■ 認証付与の最終決定は第三者審査機関が行う。（農産資源認証協議会への問合せに対する回答より） ■ 第三者審査機関は3年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。（要求事項（第三者審査機関）4.3） ➢ 1) 申請組織名、2) 申請組織所在地、3) 認証日および認証期限、4) 適合性規格名、5) 認証範囲、6) 認証番号、7) 第三者審査機関名、8) 第三者審査機関所在地、9) 認定機関のシンボルマーク
	■ ASI (Assurance Services International) ISO17011 に適合。 ■ ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。	■ ISO17011に適合する認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構 (IA Japan) による認定スキームが確立されたことを、2023年10月に確認。

（出所）RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)、RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)

PKS 認証制度：要求事項（申請組織）発行日：2022年3月1日、PKS 認証制度：要求事項（第三者審査機関）発行日：2022年3月1日